

# スポーツツアー事故における旅行業者の法的責任に関する一考察 羊蹄山登山ツアー遭難事故から

佐々木 正人 小林 勝法 山田 紘 祥

A study on the liability of a travel agent in sports tour accidents

Masato SASAKI, Katsunori KOBAYASHI, Kosho YAMADA

## Abstract

The travel agents plan “the mountain climbing tour” that target old and middle age participants for sales. In 2004, the participants of domestic mountain climbing tours organized by travel agents exceeded 260,000.

With the increased number of old and middle age mountaineers, domestic mountain accidents of our country have increased rapidly from 1994, and the percentage of old and middle age victims is 70 ~ 80 percent.

In spite of the increase in the number of accidents in agent organized “mountain climbing tour”, there are few court cases about mountain accidents, but there are some extremely particular accidents that have become a criminal cases. From these detective incidents, we took up the accident that occurred on “Mt.Yotei mountain climbing tour” of Hokkaido which K travel agent carried out in September, 1999 and we considered the liability of the travel agent.

In March, 2004, the judge of Sapporo district court sentenced the tour conductor to two years' imprisonment with three years' suspension of sentence for professional negligence resulting in death.

It seems that there are many problems with not only the tour conductor and the travel agent but also tour participants, but we appreciate that judgment. Because it seems that the criminal liability for this accident is caused by ability of the tour conductor and the system of the travel agent.

In addition, some travel agents established “a travel agency tour mountain climbing conference” in 2003. And, in 2004, they devised “a tour mountain climbing service guideline” in order to keep safety in mountain climbing tours and maintain the natural environment.

## はじめに

世界観光機関（WTO）は2010年に国際観光客は約10億人に達し、2020年には15億人になるという予測を発表している。このように今後大きな成長が期待される観光産業であるが、観光旅行のニーズは多様化している。エコ・ツーリズム（環境旅行）、ヘリテージ・ツーリズム（文化遺産観光）、グリ

ーン・ツーリズム(農村観光)ヘルス・ツーリズム(健康観光)コンベンション・ツーリズム、インダストリー・ツーリズム(産業観光)フラワー・ツーリズム(花鑑賞旅行)スポーツ・ツーリズムなどのように、単に行楽や観光を目的に旅行するのではなく、多様な目的を持った観光旅行が次々と出現している。

スポーツ・ツーリズムとは、スキーやゴルフ、スキューバ・ダイビングなどを楽しんだり、マラソン大会に参加したり、スポーツ競技会を観戦したり、応援したりするなど、スポーツやスポーツイベントへの参加・観戦・応援を主目的として旅行することを言う。世界的にはスポーツ・ツーリズムに対する関心は早く、1960年代後半にはこの用語が現れているという。そして、1986年にはスポーツ・ツーリズムに関する国際会議がイスラエルで開かれている。

スポーツ・ツーリズムの需要の高まりに応じて、近年ではスポーツ・イベントを海外旅行市場に積極的に組み入れてビジネスを展開しようとする旅行業者やスポーツ産業も増加している。例えば、(株)日本旅行はホームページにスポーツ専用コンテンツを開設しているし、(株)エイチ・アイ・エス(H.I.S)のように、スポーツ・イベント専門セクションを設けている店舗もある。

「レジャー白書2004」によれば、「余暇活動に関する調査」(有効回答数2,450)において、「スポーツ観戦を満喫する旅」の体験者は5.9%に過ぎないが、参加希望は44.8%と高く、特に10代から30代に潜在需要が強いことが示されている。今後、このようなスポーツ・ツーリズムの発展が予測される。

ところで、スポーツ・ツーリズムを分類すると、スポーツ参加型の旅行と、スポーツ観戦型の旅行の2つに分類できる。その内、本稿では、スポーツ参加型旅行において、近年富みに中高年の参加者が増加し、それに伴い、事故が急増している「登山ツアー」における中高年登山者の遭難事故の現況を概観する。そのうち、1999年に北海道の羊蹄山で発生した遭難事故を取り上げ、当該ツアーを企画・実施した旅行業者の法的責任について考察する。次に、この事件を契機として行われた旅行業界の対応を整理し、遭難事故の予防策の提言をしたい。

なお、本稿で述べる「登山ツアー」とは、無雪期における「登山」、「トレッキング」、「ハイキング」等を主目的として実施される主催旅行(2005年4月1日から「募集型企画旅行」と呼称されている)を指す。

## ・ 中高年の登山ブーム

1982年頃から、従来の伝統的な登山に加え、様々な登山を楽しむ人々が急増し、現在我が国の登山人口は800万人とも1000万人ともいわれているが、その内、7~8割が中高年であるという。

筆者は学生時代、数多くの山登りを経験したが、当時、山で出会うのは、同世代の若者が大半であった。それが現在、中高年が8割近くを占めているという。現代の若者にとって、何も好き好んで、汚い、危険等といわれる山登りをしなくても、他の楽しみが数多くあるためか、若者の登山離れ現象は顕著である。

何故、このように多くの中高年が登山を楽しんでいるのだろうか。この背景としては、中高年の余暇時間の増加、健康志向の高まり、或いは、自然愛好への意識の高まり等に起因するものと考えられている。

更に、山岳の環境も、以前に比べると、交通手段の利便さが格段に増し(目的山岳へのアプローチが極めて容易になった)、山小屋等の施設も良くなり、ガイドブックの氾濫等により登山情報も容易に入手できるため、誰でもが気軽に登山が出来るようになったこと(山が身近な存在になった)等々

が、この中高年登山ブームに拍車をかけたともいえよう。

### ・山岳遭難事故の多発

我が国の山岳遭難事故者は平成5年までは年800人前後で推移していたが、平成6年より急増し、平成16年は、遭難発生件数は1371件、遭難者数は1609人、死者・行方不明者は267人となっている（表2）が、平成15年には発生件数、遭難者共に、警察庁が統計を取り始めた昭和36年以降、過去最高を記録している。その中でも、中高年の遭難者数は、平成10年以降、毎年1000人を超え、全遭難者数の7～8割を占め、特に死者・行方不明者数は平成13年以降90%を超えており、看過できない状況となっている。（表1、表2）

中高年の内、年齢的には60～64歳の遭難件数が一番多く、次いで多いのが55～59歳であり、月別では7月、8月、9月、10月の順に遭難件数が多くなっている。又、遭難原因のトップは「道迷い」（34.4%）で、次いで「滑落」（17.0%）、「転倒」（13.1%）、「病気」（8.1%）、「転落」（7.7%）の順となっ

表1．過去10年の山岳遭難発生状況

年別	遭難者総数	中高年者遭難者数	比率
H7	1 0 2 2	6 9 7	6 8 . 2 %
H8	1 1 3 3	8 0 8	7 1 . 3 %
H9	9 6 1	7 2 5	7 5 . 4 %
H10	1 3 4 1	1 0 2 3	7 6 . 3 %
H11	1 4 4 4	1 1 5 8	8 0 . 2 %
H12	1 4 9 4	1 1 3 5	7 6 . 0 %
H13	1 4 7 0	1 1 2 7	7 6 . 7 %
H14	1 6 3 1	1 2 2 3	7 5 . 0 %
H15	1 6 6 6	1 2 9 8	7 7 . 9 %
H16	1 6 0 9	1 3 0 9	8 1 . 4 %

（注）1．警察庁生活安全局地域課「平成16年中における山岳遭難の概況」より作成

2．「比率」は、遭難等総数に占める中高年者数の割合を示す

表2．過去10年の山岳遭難による死者・行方不明者数

年別	総数	内中高年者数	比率
H7	1 9 8	1 5 8	7 9 . 8 %
H8	1 9 7	1 5 7	7 9 . 7 %
H9	1 9 7	1 7 3	8 7 . 8 %
H10	2 5 1	2 0 9	8 3 . 3 %
H11	2 7 1	2 3 5	8 6 . 7 %
H12	2 4 1	2 0 6	8 5 . 5 %
H13	2 4 3	2 2 1	9 0 . 9 %
H14	2 4 2	2 1 9	9 0 . 5 %
H15	2 3 0	2 1 3	9 2 . 6 %
H16	2 6 7	2 4 9	9 0 . 3 %

（注）1．警察庁生活安全局地域課「平成16年中における山岳遭難の概況」より作成

2．「比率」は、遭難等総数に占める中高年者数の割合を示す

ている。(平成16年の警察庁データから)

中高年登山の遭難事故は、地図も磁石も持たず(実は使い方が分からない者が多いといわれているが...)山に入り、視界不良等で道に迷った挙句、体力を使い果たし、動けなくなる「道迷い」、悪天候にも拘らず、山に入り、雨に打たれて体力を消耗し、低体温になり死亡する「疲労凍死」、筋力も持久力も瞬発力等が低下しているため、体を支えきれず、バランス(バランス能力は、山では平地に比べ4~5割低下すると言われている)を崩し、転倒が原因で起こる「捻挫・骨折」、高齢化による「心疾患」、「脳疾患」による「発病」等が原因の多くを占めている。

## ・「登山ツアー」の現況と遭難事故

この登山ブーム、特に中高年の登山への高い志向に目を付けた各旅行業者は、近年、中高年に狙いをつけた「登山ツアー」の企画・販売に力を入れている。

因みに、平成16年において、旅行業者が取扱った本邦内の「登山ツアー」の参加人員は26万2812人にも上り、平成15年より、約2万人も増加しており、今や「登山ツアー」が広く一般に受入れられる状況となっている。旅行業者にとっては、このような状況は、'91年のバブル崩壊以降の、個人消費の長期低迷、法人企業の経費削減による団体旅行の不振、又、米国の同時多発テロ、イラク戦争、SARSの発生等による、旅行需要の激減等々の中にあって、登山ツアーを呼び水に中高年世代を自社に囲い込み、リピーターとし、安定的な収益確保を目論むための絶好の販売手段となっている。

2005年版「レジャー白書」によると、観光・行楽部門の余暇活動参加率は、ここ数年、「ピクニック、ハイキング、野外散歩」が3位を占め、「登山」が4位と上位にランクされ続けている。この様に、登山の人気は高い。「登山」は、散歩やゲートボールといった従来型の健康作りに比べ、達成したときの充実感が大きいために人気が高いと考えられる。

しかしながら、このような「登山ツアー」参加者数の増加に伴い、登山道での転倒や転滑落、気象状況に関係する死亡事故、行方不明等、深刻な事態となる事例も増加している。警察庁調査による「登山ツアー」における遭難発生状況は、(表3)の通りである。月別の発生状況では、8月が18.6%と高く、7月の14.9%が次ぎ、次に11.2%の10月の順となっている。又、中高年の年代別の遭難件数は

表3. 登山ツアーにおける山岳遭難発生状況の推移

年別	発生件数	遭難者数					計
		死者	行方不明	重傷	軽傷	無事救出	
平成9年	16	4			8	5	17
平成10年	26	4		12	8	23	47
平成11年	28	5		12	5	8	30
平成12年	42	6	1	12	25	15	59
平成13年	64	6		30	15	16	67
平成14年	41	7		19	7	8	41
平成15年	55	7	1	24	18	5	55
計	272	39	2	117	78	80	316

- (注) 1. 警察庁地域課統計資料より作成  
 2. 遭難者数計には無事救出された人数が含まれた数字である。  
 3. 平成16年のデータは作成されていない。

既述の通りである（15頁参照）。

## 。「登山ツアー」における遭難事故に関する裁判事例

以上見てきたように、山岳遭難事故、遭難者数はかなり多いが、山岳遭難事故に関する裁判事例は少なく、事例の殆んどが、損害賠償請求を求める民事訴訟であり、刑事事件はごく僅かである（平成16年6月現在、民事判例16件、刑事判例5件）。

本稿では、数少ない刑事判例の中から、平成11年9月にK旅行会社が催行した「羊蹄山登山ツアー」において発生した遭難事故を取上げ、考察する。

この事故、裁判は、旅行業界において大きな話題になり、又、登山に随行した添乗員の刑事責任が問われた初めてのケースでもあり、マスコミにも大きく取り上げられ報道されたが、本項では、事故の概要・事故原因、警察の書類送検内容、判決概要、事故後の旅行業界の対応措置等について記述することとしたい。

### （1）事故概要

本件事故は、平成11年（1999年）9月25日、北海道の羊蹄山で発生し、2名の参加者が遭難、凍死した事件である。

当該「登山ツアー」は、関西のK旅行会社が「秋の北海道百名山、えぞ富士羊蹄山とニセコアンヌプリ」と銘打ち、平成11年9月22日から26日まで、4泊5日の日程で16名の参加者のもとに催行された添乗員同行の主催旅行であった。

ツアーの日程は、参加者募集パンフレットによると、下記資料1の通りである。

#### 資料1．参加者募集パンフレット

9月22日	大阪（19:00）＝＝舞鶴港（23:30）	新日本海フェリー	（船中泊）
9月23日	終日		（船中泊）
9月24日	小樽港（4:00）＝＝余市＝＝ニセコ山の家.....ニセコアンヌプリ（1308m） ...鏡沼登山口＝＝ニセコワイス高原温泉（泊）		
9月25日	ニセコワイス高原温泉＝＝羊蹄山登山口...倶知安コース...羊蹄山山頂（1893m）..... 羊蹄山登山口＝＝京極（名水百選）＝＝余市＝＝小樽（23:30）		
9月26日	（20:30）敦賀港＝＝＝大阪（23:00頃）		

#### 〔旅行条件〕

旅行代金：47,000円（4名以上1室・おとな・子ども同額）

宿泊：ニセコワイス高原山荘緑館（和室又は洋室）

食事：朝・夕食各1回、昼食は2回 付

最少催行人員：20名

新日本海フェリー：2等寝台（2段ベッド）利用

コース：中級コース

又、「重要：必ず一読下さい」として次のような文言がパンフレットに記載されていた。（一部省略）

**重要：必ず一読下さい。**

**お願い：不明な点は係員にお問い合わせ下さい。**

参加途中のけがや事故・火災・損害、また他に与えた損害については、主催者は、一切責任を負いません。

万一の事故等の場合に生じた事故費用は、参加者の負担となりますので、あらかじめご承知下さい。

ご参加者は、健康に自信のある方に限ります。ご自分の体力経験に応じたコースをお選び下さい。

当日の天候や年齢・装備などから主催者が参加不適当と判断した場合は、お断りすることがあります。

靴・雨具をはじめ十分な装備でご参加下さい。

係員の指示に従い、指定されたコースを歩いてください。

皆様の安全を考え、急にコースを変更させて頂く事がありますがご了解下さい。

参加途中に別行動される方は、必ず係員にご連絡下さい。

小学生以下は、大人の付き添いが必要です。

万一の事故に備え、旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。

難度：中級コース...どなたでも歩けますが、急な登りや一部ハシゴや鎖などがかけられている所のあるコースです。

(注) 因みに、当該パンフレットには、「中級コース」として、本件の羊蹄山以外に、次のような山がパンフレットに記載されていた。

大雪山と十勝連峰トレッキング、北東北の最高峰鳥海山と月山、木曾御嶽山トレッキングと旧宿場町(馬籠~妻籠)散策、白山トレッキング、四阿山トレッキングと滝めぐり、荒島岳トレッキング、大山トレッキング、石槌山

事故が発生したのは、9月25日の羊蹄山登山の日であった。登山当日は、台風18号が北海道に上陸し、登山開始時には、台風は既に羊蹄山を通過していたが、未だその影響が残っており、暴風警報や大雨・洪水注意報が出されていたという。このため添乗員(男性)は登山口に向かうバスの車中で参加者に対し、「台風の影響があれば、途中で引き返すこともある。体調の悪い人や自信のない人は残るように。」といった趣旨の説明を参加者に対して行った結果、2名が入山を断念したため、残る14名と添乗員1名の合計15名で登山を開始することとなった。しかし、登山開始後、悪天候を理由に更に3名が登山を断念、下山した。登頂開始後、5合目から8~9合目にかけ落伍する者が相次ぎ、山頂に立ったのは添乗員を含め僅か8名であったという。

このツアー参加者は、年齢55歳から71歳までの中高年の男女16名であったにも拘らず、非常に速いペース(約4時間強、通常は6時間程度かかる)で登頂したという。

頂上は、相変わらず強風、濃霧状況であったため長く滞在せず下山を急ぎ、その結果、集団はバラバラの状態で下山することになった。その為、添乗員がツアー客3名がいけないことに気が付いたのは下山後であったという。

未帰還者がいるとの報告を受け、救助隊は翌朝から捜索を開始、遭難者3名の内、外輪山で男性1名を発見、無事救助したが、女性2人(当時64歳と同59歳)は山頂付近で、凍死体で発見されるという痛ましい結果となったのが事故の概要である。

## (2) 事故のその後

平成13年(2001年)7月、北海道警察本部はツアーを実施したK旅行会社の添乗員とその上司の部

長の二人を、業務上過失致死\*容疑で札幌地方検察庁に書類送検した。容疑内容は、「添乗員は、'99年9月25日、台風通過直後、暴風警報などが発令され、濃霧の悪天候下で羊蹄山登山を実施。遭難が起きやすいことは予想できたのに参加者の動向を確認するなどの注意義務を怠り、山頂付近に取り残された二人の女性を凍死させた疑い。又、部長はツアー統括責任者だったが、部下の添乗員にツアーを一任し、危険回避の注意事項を十分指示しなかった上、添乗員を複数にするなどの安全措置も取らず、結果として二人を死亡させた疑い」('01年8月1日付 朝日、読売、北海道新聞等の記事から) (注1)とされている。道警によると、ツアー登山の遭難で関係者の刑事責任を問うのは全国で初めてのこと。

北海道内では、羊蹄山など9山が「百名山」に挙げられているが、「百名山」ブームが始まった1990年代半ば以降、中高年登山者の遭難事故が相次いでいるという。羊蹄山もこのブームを背景に登山客は年々増加。入山者名簿に記載された登山者は1994年には年間1万人を突破したという。「今は平均1万1千人台で、2,3割が中高年やツアー客。山人気は歓迎だが、悪天候でも『せっかく来たのだから』と無理をする人が絶えない。」と地元の観光振興係の人が語っている。('01年8月1日付読売新聞の記事から)

この書類送検に際しての、新聞記事から、様々な人達のコメントを紹介したい。

9合目で遭難小屋を守り、本件事故では捜索に当たったK氏は、一部の過熱した登山ブームを「まるで百名山のスタンプラリーのよう。旅行会社が山に連れていってくれれば、登山をお金で買う感覚の人も多く、危機管理はまるで人任せ。」と指摘し更に、「羊蹄山は天候が急変しやすい独立峰なのを頭に入れてほしい。1954年以降、10人も亡くなっている厳しい山だ。」とも語っている。

ニセコ町でアウトドアビジネスを手掛けているS氏は、「刑事責任が問われたのは当然の結果と思う。アウトドアビジネスを安易に商品化した代償だ。責任感希薄なガイドも一部で急ごしらえのように生まれている。関係者はこの悲しい事件を教訓にすべきだ。」

当時の日本山岳会会長のO氏は、「今回のツアーはレジャー産業の一環で、自己責任が求められる本来の登山とは言えない。今後は、レジャー登山の場合にも、ツアー主催者が程度しっかりした計画を立て、参加者も又、ある程度の責任感を持つことが必要だ。」と述べている。

(以上 , , 共'01年8月1日付 読売新聞記事から)

刑法学者Yは「会社側の注意義務違反を問い、書類送検したことは、安易な登山計画を戒める効果があると思う。今回は上司の責任も問うた。現場任せの安全対策は許さないとの姿勢をみせたもので、評価できる。」と述べている。('01年8月1日付 北海道新聞の記事から)

一方、書類送検されたK社の上司は、取材に対し、「責任の所在や事故原因を明らかにするためなので刑事捜査はやむを得ない。登る登らないの判断は、参加者の自己責任の部分もあるのではないかと、」  
「添乗員はお客のお世話をする立場。添乗員であり、登山ガイドではない。お客様に対し、指揮、命令権があるかどうか。少なくとも強制はできないだろう。」  
「台風と事故の因果関係は薄いと思う。添乗員は事前に、参加者に状況説明してから登った。」('01年8月1日付 朝日新聞記事から)等々と答えている。

(注1) 書類送検の翌朝の新聞各紙には、次の様な見出しが躍った。

「山で何が...真相を 亡き妻思い唇かむ夫」(読売新聞) 「添乗員と上司書類送検 道警が全国初 注意義務怠る」(北海道新聞) 「旅行会社員を書類送検 業務致死の容疑で道警 ツアー登山初」(朝日新聞) 「添乗員上司にも責任 書類送検 増員措置など怠る」(日本経済新聞) 「企画責任者を書類送検 業過致死容疑 添乗員も 登山ツアーで初」(毎日新聞)等々

\*業務上過失致死傷とは「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金の処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする」(刑法211条)

### (3) 判決(要旨)

平成13年、警察から送検を受けた札幌地検は起訴を決定、その後、事件は札幌地方裁判所に係属していた。公判では、引率した添乗員(被告人)に注意義務違反があったかが争点となり、被告と弁護側は、「検察官が主張するような注意義務を果たしていても、事故を回避できなかった。」、あるいは、「被告人は添乗員に過ぎず、絶対的な権限はなかった。」等として無罪を主張していたが、平成16年3月17日、裁判所は、添乗員に対し、業務上過失致死罪により、禁錮2年、執行猶予3年(求刑は禁錮5年)の有罪判決を言い渡すとともに、主催旅行業者の責任についても言及した。

なお、被告は判決を不服として即日控訴した。(後刻、取り下げたため、刑は確定)  
本判決の要旨は以下の通りである。

## 1. 事実関係

被告人は、平成11年9月25日、添乗員としてツアー客14人を引率し、羊蹄山に入山。朝、山頂へ向かって登山引率を開始、午前11時30分頃、9合目(標高約1700m)付近に達したが、同所より上は、濃霧で視界が悪く、ガレ場や登山道の分岐が続き、登山道を見失うおそれがあった。このため、ツアー客が登山道を見失い迷走し、著しい気温低下により凍死する可能性があったにも拘らず、添乗員は、遅れているツアー客を待たず、ついてくるものと轻信し、適切な引率をしなかったため、被害者2人を山頂付近で迷走させ、その結果凍死させた。

### (1) 被告人の業務について

添乗員には、ツアー客の安全かつ、円滑な旅行の実施を確保する義務があり、そのためには、天候状況等を考慮し、行程を中止するなどツアー客を指示に従わせる権限がある。又、ツアー客の生命・身体の危険を防止する義務を内容とする業務に従事していた。

### (2) 被告人の過失について

#### 注意義務

羊蹄山(1898m)は独立峰のため気象状況が変化しやすく、通過した台風18号の影響により大雨・洪水・暴風警報が発令されていた。このような状況の中、被告は55歳以上のツアー客14人を引率し、9月25日午前7時50分頃登山を開始した。

途中、8合目までに3人が疲労のため下山した。被害者を含む4名が遅れているにも拘らず、被告はその他の7人と共に、11時30分頃9合目に到着した。9合目からは、強風・低温等の悪天候が続くことが見込まれ、又、濃霧のため視界が悪く、そのため標識等を見落としてしまう恐れがあった。従って、被告人としては、ツアー客が被告人と離れた状況で山頂に向かえば、悪天候の中で状況判断を誤り、山頂付近を迷走するなどし、体力を消耗し、強風や冷気等の悪条件により凍死等で死亡することを十分予見することができた。且つ、被告には、その死亡を回避するため、遅れているツアー客が自集団に合流するのを待って適切な引率を続けることも容易であったというべきであるから、被告人には、9合目付近でツアー客が自集団に合流するのを待ち、その安全を図るべき注意義務があった。

#### 注意義務違反

被告人は9合目付近で、被害者2人が自集団から遅れているのを熟知しながら、遅れてついて



くるものと轻信し、合流するのを待たず出発し、注意義務を怠った。

#### 因果関係について

被告人の適切な引率を受けられず、状況判断を誤った結果、死亡するという程度の予見があれば予見可能性があったというべきである。

それ故、被告人の過失と被害者の凍死との間に因果関係がある。

よって、その他、被害者2人の死亡に直結しない被告人の落ち度の有無について判断せずとも、業務上過失致死罪が成立する。

## 2. 量刑の理由

被告人は、悪天候下で登山を強行し、遅れがちな被害者を待たず、その結果、被害者らを迷走させ凍死させたものである。その過失は、軽率の謗りを免れない。

老後の趣味登山の半ばで酷寒の暗闇の中、人生の終焉を迎えた被害者らの無念は察するに余りある。再発防止の観点をも併せ考えると、被告人の責任は重大である。

しかし、被告人が単独で添乗した背景には、利益優先の企業体質があり、被告人のみに責任を負わせるのは酷に過ぎること、又、被告人が遺族に対し謝罪の意思を表明していること等々の事情を斟酌し、その刑を猶予する。

以上が、判決要旨である。

特別な資格の義務付けがない登山ツアーの添乗員が、ツアー客の安全確保にどこまで法的責任を負うべきなのか、この判決は司法による初めての判断となったケースである。

なお、本件事件に対しては、遺族から旅行会社と添乗員を相手に、総額約1億2千万円の損害賠償を求める民事訴訟が大阪地方裁判所に提起されていたが、'04年10月、旅行会社が和解金を支払うことで解決を見ている。

## ・旅行業界等の対応

本判決が旅行業界に与えた衝撃は大きく反応は早かった。朝日新聞（'05年2月28日付）の記事にも見られるように、「従来、責任者が引率する中高年の集団登山などは別にして、各自が危険を自覚し、自発的に山を目指す者同士の登山では、仲間に対する法的責任の追及はあり得ないと考えられていた。」し、この種の事案で刑事罰が課せられた初めてのケースであったからである。

本事件発生後、添乗員等が送検されて間もなく、平成14年（2002年）10月頃からJATA（日本旅行業協会）及びANTA（全国旅行業協会）では、「ツアー登山の健全な発展を考える懇談会」を発足させ、登山ツアーを取扱う旅行業者の組織化の検討に入った。議論を重ねた結果、「旅行業ツアー登山協議会」を設立する方向性が確認され、翌、平成15年（2003年）7月、会員65社（JATAから39社、ANTAから26社）の参加を得、「旅行業ツアー登山協議会」が発足する運びとなった。

協議会の目的は、「協議会設立趣意書」に以下のように記されている。

「『ツアー登山』に携わる旅行業者間の連携を蜜にし、ツアー登山を取扱う旅行業者の業務の適正な運営を促進することにより、『ツアー登山』に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保、旅行者の利便の増進、ツアー登山を実施する地域との共生及び自然環境の保全を図ることを目的とする。」

また「協議会規約」には、この目的を達成するための事業として、以下の事項が記されている。

1. ツアー登山の運営の適正化及び安全対策確保の向上の資する調査及び研究
2. ツアー登山の手配・催行に関するガイドラインの設定・運用
3. ツアー登山を実施する地域との共生及び自然環境の保全
4. ツアー登山についての資料収集及び情報提供
5. ツアー登山に関する一般への広報活動
6. 関係行政機関との連絡、協議
7. 関係団体及び地域社会との情報の交換、連絡、調整

同協議会では、早速、平成15年度事業として、ツアー登山のガイドラインの策定に向けた準備作業に着手する一方、セミナー、研修会の開催に加え、関係機関・団体との情報交換、情報収集、会員相互間の情報共有等の活動を開始した。

平成16年(2004年)6月、ようやく「ツアー登山運行ガイドライン」が策定された。その内容は、「安全対策」、「人的対策」、「装具対策」、「顧客対策」、「環境対策」、及び「事故対策」の6本柱で構成されている。少しその内容を紹介してみたい。

#### (1) 安全対策

企画立案段階ではコース内容を十分把握し、実地調査することや、現地から最近情報を入力すること。特に、情報収集に関しては、事前の気象変化の予測、登山道の状況把握、コースタイムの確認及び避難ルートの事前設定、危急時の連絡体制等。

引率者については、登山リーダーとしての十分な知識と技術を有し、コースについての十分な知識を有していること。

危急時の対応として、事前の関係機関への登山届けの提出、会社との定時連絡の必要性、基本的なセルフレスキューの知識、技術の取得等。

参加者の健康状態の把握。

#### (2) 人的対策

「ガイドレシオ」と呼ばれる引率者の適正配置については、その一例として、無雪期における標高2千メートル前後の中級山岳では、引率者2～3名に対して、参加者数は15～25人が目安とすることが望ましい。又、引率者には定期的な教育を行うこと。

#### (3) 装具対策

引率者が所持すべき装具は、コース内容に応じて必要不可欠にして十分に現場対応力のあるものとし、当該装備の具体的な品目が列挙されている。

又、参加者に対する装備の適切な案内をすること。

#### (4) 環境対策

し尿処理問題に関する案内、登山道及び山小屋の利用の案内、訪問地の環境保全の留意等。

#### (5) 事故対策

事故発生時の対策と注意点及び事故原因究明の徹底：予防が最重要であるとの前提に立って、事故発生時に取るべき行動を具体的に羅列し、原因調査と報告に関しては「日本山岳レスキュー協議会」との協力体制の構築。

企画立案段階から「安全配慮義務」を果たすこと。

行動中の団体編成に充分注意すること、及び疲労困憊している参加者を漫然と歩行させな

いこと等。

このガイドラインは平成17年（2005年）の1月から適用が開始されているが、ガイドラインの中身は盛り沢山で、かなり詳細にわたっており、又厳しい内容になっているため、業界関係者からは戸惑いの声も聞かれたようであるが、事故防止に向けた安全弁としての役割のみならず、参加者からの信頼を得る上でも今後果たす役割は大きいと思われる。

このガイドラインに引続き、協議会では、平成17年（'05年）6月初旬、ツアー登山のコース難易度に応じた、引率者数の目安を示した「ガイド・レシオ」を決定、発表した。

このガイドレシオは、無雪期における2000m～3000m内外の山岳を対象に設定されたものであるが、難易度は5段階に分けられ、それぞれにツアー参加者数及び引率者数の目安が示されている。

この内、最も難易度の低い1、難易度中程度の3、及び最も高い5の内容について、表4に示す。

表4. ガイドレシオ（抜粋）

難易度数	コース難易度の内容	引率者配置の内訳
1	往復コース 1日の歩行時間は3～4時間程度。 登山道は明瞭で、緩急は少なく、幅員も充分にある。転滑落の危険箇所が少ない。	参加者 20～25人 (最大30人) 引率者 2名以上 (1.10～1.12 最大1.15)
3	往復、周回、縦走コース 1日の歩行時間は6～7時間程度。 登山道は比較的明瞭で、緩急があり、幅員が小さい箇所がある。転滑落の危険箇所が部分的にあり、一部に梯子やクサリ場がある。	参加者 18～22人 引率者 2～3名以上 (1.6～1.11)
5	往復、周回、縦走コース 1日の歩行時間は6～8時間程度。 登山道はやや明瞭を欠く部分があり、緩急が極めて大きく、幅員も小さく、梯子やクサリ場が連続している。転滑落の危険箇所が頻繁にある。	参加者 15～20人 引率者 3～4名以上 (1.4～1.6)

(注) 1. カッコ内数字は、引率者1名に対する被引率者の人数を表わす。

2. レシオには、短時間で終了する標高差の小さいコースや、低山での日帰りハイキングは対象とされていない。

このレシオは、旅行業者がコース設定に際し、引率者を決める場合の参考資料となる。なお、このレシオは平成18年1月1日から適用されることになっているが、今後のツアー登山の企画に当たって、大変参考になるであろう。

又、山岳が多く、遭難事故も多い長野県から、本年（'05年）7月、旅行業ツアー登山協議会長宛「ツアー登山の安全確保について」と題した文書が届けられているが、この他にも、平成14年10月には北海道知事名で、(社)日本旅行業協会会長及び(社)全国旅行業協会会長宛「ツアー登山の安全確保について」と題する文書が送付される等、ツアー登山の対象となっている各地から次々と文書が届けられている。それだけ、当該地域の関心の高さがうかがえる。

## ・ 判決の検証と今後の課題

登山は常に危険を伴うものであり、自己の意思で山登りをするということは、登山の危険性を承知した上でということになり、そこには自己責任があるのは当然で、添乗員に責任の総てを負わせるのは「酷」であり「乱暴な判決」であるとした意見が業界関係者から多く聞かれた。

又、論評も、登山事故は、登山者側に責任があるとするものが多い。

しかしながら、本件の場合、通常の登山ではなく、旅行業者が企画・実施し、添乗員が随行する登山を目的とした、有料の「登山ツアー」参加中に発生した事故であり、通常の登山とは事情の違いがある。

登山ツアーの添乗員は、ツアー客の安全について、重大な責任を負うとする本件判決は、旅行業界に、大きな警鐘を鳴らしたものであるといえよう。

そこで、添乗員に有罪判決が言い渡された論拠について再掲し、添乗員の法的責任（刑事面）について考察してみたい。

### 1. 添乗員の刑事責任について

上述したように、添乗員は「業務上過失致死罪」により、禁錮2年、執行猶予3年の刑を言い渡された。

刑法では、この業務上過失致死罪が成立するためには、一定の業務に従事するのに際し課せられる注意義務に違反し、その結果、人を死傷させ、と の間に因果関係があることとされている。なお、注意義務（不注意）は、意思を緊張させて結果を予見する義務=結果予見義務と、結果を回避する義務=結果回避義務とからなる。<sup>(注2)</sup>

判決では、以上のような刑法上の業務上過失致死罪を構成する要件について、それぞれ事実認定がきちりとしてされており、妥当な判決であったと云えよう。判断の基本は、次の様に要約できる。

「羊蹄山は標高1898mで、気象状況が変化しやすい独立峰であり、山頂付近の気温は平地より10度位低い。ましてや、当日は台風の影響により、大雨・洪水・暴風警報が出ていた。そのような中で登山の強行した、それもかなりの速度で。その上、9合目から上は濃霧で視界が悪く、強風・低温等の悪条件下にあったにも拘らず、遅れているツアー客を待つこともせず登頂し、下山すれば、どのような結果を招来するかは予測できた。その点で、明らかに軽率な行動であったと云わざるを得ない。添乗員が、9合目付近で遅れているツアー客を待って出発すれば、ツアー客が悪天候の中、道に迷い、凍死することもなかったと言えよう。」

### 2. 登山ツアーの問題点

本件と類似した遭難事故として、平成14年6月、北海道の十勝岳（2077m）山頂近くで65歳の男性が疲労凍死した事故を想起する。この登山も、ある旅行会社が企画実施した「登山ツアー」であった。参加者は首都圏在住の中高年（平均年齢が60歳を超えていた）18名で構成されていた。その行程は次の通りである。

(注2) 大越義久著『刑法総論』有斐閣、(2003) 128頁。

1日目	東京発 釧路空港着 着後 雌阿寒岳登頂
2日目	(移動日) 十勝岳温泉宿泊
3日目	十勝岳温泉 早朝発 十勝岳登頂 下山後、旭川空港発 東京着

十勝岳登頂時は、風雪に見舞われ、当該男性は登頂中に寒さのため倒れてしまい、2日後凍死体で発見される。この男性はベストにウインドブレーカーという軽装備で、雨具を着けていなかった。雨具は用意してきたにも拘わらず、バスの中に置き去りにされていたという。かなりタイトなスケジュールによる疲労、悪天候が遭難の遠因と考えられるが、登山者自身の装備に大きな問題があったためか、訴訟事件とはならなかった。<sup>(注3)</sup>

又、登山関係の刑事事件訴訟としては、昭和30年7月有罪判決(札幌地裁)の「芦別岳遭難事件」、昭和43年4月無罪判決(宮崎地裁)の「青井岳キャンプ遭難事件」、昭和49年4月無罪判決(山形地裁)の「朝日連峰遭難事件」があるが、これら3件は何れも中学校のキャンプ行事、或いは、高等学校山岳部の合宿等で発生した学校行事中に起こった遭難事件である。ツアー中に発生した遭難事件としては、平成12年3月有罪判決(札幌地裁)の「雪上散策ツアー雪崩遭難事件」がある。この事件は雪崩により2名が死傷したものであるが、引率したツアーガイド2人に対し、業務上過失致死罪判決が言い渡されている。<sup>(注4)</sup>

本件の羊蹄山登山ツアー遭難事故の新聞報道に接したとき、先ず「遭難者の装備」がどうであったのかが気になった。日本の山は、「夏と冬しか存在しない」と云われるが、特に秋の山は、気候の変化が激しく、天候が崩れれば、いきなり牙をむき出すことが多い。100m標高が上がると、約0.6度気温が下がる。2000mの山なら12度も気温が下がり、平地で12度であれば、山頂では0度ということになる。更に、山頂で風雨に会えば、体感温度は、より下がる。本件遭難事故の場合もそのような状況下にあったと考えられるが、遭難者のザックには、ウインドブレーカーやセーターが入っていたが着用していなかったという。たとえ、これらを着用していたとしても、果たして厳しい寒さの中で、一晚、山頂での野営に耐えることが出来ただろうか。年齢、気温等を考えると難しかったのではないと思われる。旅行会社は、どのような装備のアドバイスをしていたのだろうか。この他、非常食、飲料、地図、磁石等の用意はどうだったのだろうか。

山岳3団体(日本山岳会、日本勤労者山岳連盟、東京都山岳連盟)の調査によると、道迷い、滑落、転落等の遭難事故において、「事故の発生までに生じた問題」として天候系の原因が多く、その中でも風雨による悪天候が事故発生の引き金になるとしている。

以上のように、山岳遭難事故は、気象状況、装備の不備、食料(非常食)の不足、体調不良等、複合して発生することが多い。

そこで、登山ツアーにおいて参加者及びツアー催行者たる旅行業者の両者に内在していると思われる問題点を抽出し、最後に今後の登山ツアーの対策を考えてみたい。

(1) 登山ツアー参加者(登山者)側の問題点

参加者は、登山初心者から有経験者(ベテラン)まで混在しており、同レベルではない。

登山ツアーを旅行業者が企画・実施しているため、とすれば、ハイキングの延長或いは観光旅行の一種と考えている者もいる。

(注3) 岩崎元郎著『登山不適格者』日本放送出版協会、(2003)48～49頁、77～78頁

(注4) 田村護『羊蹄山登山ツアー遭難』：平成16年6月号『山と溪谷』山と溪谷社、246頁。

この為、登山の危険性に対する認識が欠如している場合が多い。特に日帰り登山を甘く見ていないだろうか。

先述したように、中高年登山者の事故の多くは、転倒、滑落、転落といった、バランス能力の低下が関係している。加齢に伴い、筋力、持久力、気力等の低下は否めないが、登山ツアーの選択に当たって、自分の年齢、体力に見合ったツアーを選択しているか。

雑誌やガイドブックの写真は、好条件・好天気のもとで撮影されている場合が殆んどであるため、それを見て安心し、装備等がおろそかになってはいないか。

添乗員に「連れて行ってもらう」という安易な気持ちでツアーに参加してはいないか。地図、磁石等の装備と、使い方の習熟度は十分か。

特に、数多く登山経験をもっている中高年者は「昔とった杵づか」が忘れられない。自分の体力・技術を過信していないか。歳相応に肉体は老化している。

登山を競争や自慢の種にしていないか。特に「日本百名山踏破目標」に凝り固まって他の山には目もくれない傾向に陥ってはいないか。( '04年には、「新日本百名山」が中高年向きの山として発表されている)<sup>(注5)</sup>

山の高さで、登山の難易度を判断していないか。

旅行会社の登山ツアー募集パンフレットの記述を鵜呑みにしていないか。

## (2) 旅行会社側の問題点

登山ツアー企画に際し、机上だけでプラン作りをしていないか。

同行する添乗員は、目的の山の下見を十分するなどし、熟知しているか。

登山ツアーの添乗員の任務は、一般的な観光旅行の添乗員の任務とはかなり相違していることを会社、添乗員とも認識しているか。

「自己責任」の風潮が横行している中で、遭難事故を、登山者の「自己責任」に帰着させてはいないか。

体力等の衰えが否めない中高年の参加者が圧倒的に多いにも拘らず、周遊観光旅行の様な、余裕のない行程を組んではいないか。

登山ツアー募集パンフレットでは、目的の山の素晴らしさをばかりを強調したり、誰でも参加できるような表現をしていないか。

事前の説明会を、参加者本人の参加を義務付けた上で開催し、安全登山のための説明を十分行っているか。

旅行代金を、安く見せるため、又、経費の節減のために、添乗員の人数を少なくしてはいないか。

登山技術・知識等に問題のない、登山に適格な添乗員を同行させているか。

参加者の体力や装備等のチェックを、ツアー出発前、登頂前に参加者本人に行わせると共に、旅行会社・添乗員も再確認しているか。

まだまだ双方に問題点は多くあると思われるが、本件遭難事故の刑事責任を招いた原因は、添乗員の行動と旅行会社の体制に起因するところが多分にあったように思われるが、この様な刑事訴追を招

(注5)「新日本百名山」は、作家・深田久弥の「日本百名山」のうち52山と登山家・岩崎元郎が新たに選んだ48山を合わせた100山である。

かないため、今後の登山ツアーに対する提言を行い、本稿の結びとしたい。

### ・今後の課題と提言

観光旅行の添乗員は、旅行会社から、旅行の良し悪しを決定つけ、旅行の総仕上げを担っているのが添乗員であり、又、旅行先でのトラブル等は、会社の代表者の積りで現場で処理するように命じられている。正に孤軍奮闘しているのが添乗業務の実態であるが、そのような感覚がそのまま、登山ツアーにも持ち込まれているのが、問題として挙げられよう。

登山ツアーの参加者は、当該ツアーの説明会乃至はツアー出発時に初めて顔を合わせる場合が殆んどである。この初対面の集団は正に未組織の、いわば烏合の衆といっても良い集団であり、その上、参加者は登山の初心者から有経験者まで混在中高年者が殆んどである。この様な中高年登山者の集団を、添乗員は短期間の内に統率し、若し何か緊急事態が発生した場合には、その対応もしなければならない。登山に随行する添乗員は厳しく、又緊張を強いられる責任の重い職務に就いているといえよう。その様な添乗員に、上述した観光旅行同様の役割を旅行会社が期待しているとすると、亦、第2、第3の法的責任の再発も避けられないだろう。

この為の予防策としては、幾つか提言をしたい。

- (1) 添乗員には、山岳ガイド有資格者を指名する。
- (2) ツアー企画は、山岳ガイドの有資格者が主体的に行う。
- (3) 参加者に対する事前研修・説明を徹底的に行う。
- (4) 山の難易度に応じて、参加者を選別する。
- (5) 募集パンフレット記載事項(注意事項)を業界として標準化する。等々である。

#### < ツアー登山の添乗員は山岳ガイド有資格者に限定すること >

先述したように、登山ツアーの添乗員は、観光旅行に比べ、はるかに重い責務を負っている。

国内最大のガイド組織である「日本山岳ガイド協会」<sup>(注6)</sup>では、平成16年6月から全国統一のガイド資格認定制度をスタートさせた。

資格は、エヴェレストなど海外登山で通用する「国際山岳ガイド」から、雪のない時期の整備された登山道を案内する「登山・山地ガイド」、身近な里山の自然や民俗を解説する「里山ガイド」までの6段階があり、登山実績や自然保護・気象知識、人命救助の方法等の筆記と実技試験を行い資格認定を行っている。この全国統一の資格認定制度の導入により、多くの“自称ガイド”は影を潜め、幅広い知識や技量を有する真の山岳ガイドが誕生するものと思われる。

登山に同行する添乗員は今後、最低、「無積雪期に登山道のある山岳地域をガイドすることが出来る登山・山地ガイド資格」の認定を取得を義務付け、その様なガイド有資格者を添乗員として旅行会社は指名することを提言したい。しかし、添乗員が、今すぐ、資格を取得することは難しい。そこで、その前提として、登山の基礎知識を修得するために、修得の格好の施設として、文部科学省のスポーツ・青少年局の外郭の「文部科学省登山研修所」での研修を勧めたい。ここでは登山の種類に応じた基礎知識(健康管理、食料、装備、歩き方、遭難事故回避の方策、登山計画の作成、危急対応等々)を、又、本年の共催事業として、「集団登山指導者研修会」、「中高年登山指導者講

(注6)「山岳ガイド協会」は'03年4月に「(社)日本アルパイン・ガイド協会」及び「日本山岳ガイド連盟」が組織統合され、国内山岳ガイドの統一組織として設立されたもの。従来、山岳ガイドの資格は、北海道、長野県が条例で認定制度を設けていたが、統一的な制度でなかったため、“自称ガイド”を数多く輩出する結果となっていた。

習会」、「全国山岳遭難対策協議会」等を開催し、旅行会社等が主催する中高年を対象としたツアー登山の関係者（企画担当者、引率者等）に参加を呼びかけている。このような研修は、先述した「ツアー登山運行ガイドライン」にある“安全対策”、あるいは、“事故対策”等の内容を網羅するものである。研修で登山基礎知識を習得し、更にガイド資格を取得した添乗員なら、よもや、悪天候の中、参加者を置き去りにし、さっさと先に下山するような行動は取らないだろう。

#### < 綿密な計画と周到な準備 >

登山計画は、極力早期に原案をガイド有資格者が作成し、良く吟味する必要がある。ツアー参加者はどのような構成になっているかを考え、日程、コースを再検討することも必要である。その為には、観光旅行参加者の募集と違い、極力、前広に登山ツアー参加者を募集し、早期にメンバーを確定することも考えなければならない。そうすることによって参加者との早い顔合わせが出来、登山基礎知識を深めたりして、添乗員と参加者との交流を図ることが可能となり、一種の共同体意識が芽生えてくるのではないだろうか。

#### < 募集パンフレット・チラシ等の表示基準の作成 >

観光旅行の参加者募集パンフレットには、美辞麗句が並び、旅行会社は一人でも多くの参加者を募り、利益をあげようとしている。しかし、「旅行業法」及び「不当表示防止法」では、誇大広告、虚偽広告は厳禁されており、業界団体でも「企画旅行募集パンフレット表示基準」<sup>(注7)</sup>を策定し、一定の基準を定め、この基準に基づいたパンフレット作成の指導を行っているが、登山ツアーの募集パンフレットは、単に参加を誘惑するだけでなく、登山に対する負の部分をも記載するようにしなければならない。そのような表示内容・方法等について、業界においても是非基準作りをして欲しいものである。

## 結び

近年、パッケージツアーに参加する旅行者は多い。パッケージツアーは、「旅行代金が安い」、「旅行会社に全てを任せ安心して旅が出来る」、「個人では中々訪問できない場所に効率よく案内してくれる」等々のメリットがあるためと思われるが、旅行には天災地変、テロ、ストライキ等で突然旅行内容が変更になるなど不確定要素が多く、時にはトラブル・事故に遭遇することすらある。このような旅のハプニングは、他面では旅の面白さでもある。しかし、現在のパッケージツアーに対する旅行者の期待は、募集広告に記載された通りの旅程で旅行をすることであり、旅行日程が変更されると大変なクレームになることすらある。一方、旅行会社もパッケージツアーの企画・催行に当たっては、極力このような旅行日程の変更ない様に、又安全、安心なツアーの催行に意を用いているのが現状である。

しかし、本稿で取り上げた「登山ツアー」では、天候急変、落石、落雷、道迷い等々といったことから発生する危険は、いわば付きものと言ってもよく、一般的な観光を目的とする旅行とは本質的に違っていることを、本件事故は旅行会社、旅行者双方に再認識させることになった。

旅行業ツアー登山協議会の「ツアー登山運行ガイドライン」が旅行会社各社に浸透してきたためか、平成16年には登山ツアーの遭難事故は減少したという。このような結果から見ると、ガイドラインが事故防止、引いては、法的責任を回避するために十分有効であることの表れと言えよう。

今後の登山ツアーの動向を注視したい。

(注7)「旅行業公正取引協議会」により作成。



(付記)本研究は、文教大学国際学部共同研究費(2004年度)の助成を受けた「スポーツ・ツーリズムの成立と現況に関する研究」(研究代表者:小林勝法)の一環として行ったものである。

## 参考文献・資料

- 社会経済生産性本部 「レジャー白書2004」 平成16年  
 警察庁生活安全局地域課 「平成16年中における山岳遭難の概況」 平成17年7月5日  
 曾根威彦 「刑法総論」(第三版) 弘文堂(2005)  
 岩崎元郎 「登山不適格者」 日本放送出版協会(2003)  
 月刊「山と溪谷」平成16年6月号 山と溪谷社 244~248頁  
 「岳人」平成14年4月号 東京新聞出版局 81~87頁  
 「岳人」平成15年10月号 同上 83~88頁  
 青山千彰、日本山岳レスキュー協議会 「我が国における組織系登山者の山岳遭難事故データベースの構築とその特徴について」 関西大学総合情報学部紀要「情報研究」第21号(2004.10)  
 旅行業ツアー登山協議会 「ツアー登山運行ガイドライン」 平成16年6月18日  
 旅行業ツアー登山協議会 「コース難易度(コース・グレード)及び引率者比率(ガイド・レシオ)」  
 参考表 平成17年6月9日  
 「判例タイムズ」No.997(1999.5.15) 38~47頁、同書No.998(1999.6.1) 73~78頁  
 週刊「トラベルジャーナル」 2001年9月3日号 38~39頁、同書2004年4月5日号 20頁  
 「朝日」、「読売」、「日本経済」、「毎日」、「北海道」各新聞  
 Sport Tourism International Council - Research Unit of Greece  
<http://www.sport-tourism.com/ENpages/MainEN.html> 2004.7.2  
 文部科学省登山研修所 [www.tozanken.jp/](http://www.tozanken.jp/) 2005.9.10  
 下級裁判所判決情報 [courtdomino2.courts.go.jp/](http://courtdomino2.courts.go.jp/) 2005.9.7  
 「中高年の登山学」 [www.waseda.jp/](http://www.waseda.jp/) 2005.8.24  
 中高年登山を考える [www.aa.cyberhome.ne.jp/](http://www.aa.cyberhome.ne.jp/) 2005.8.24  
 長野県より「ツアー登山の安全確保について(依頼)」 [www.jata-net.or.jp/](http://www.jata-net.or.jp/) 2005.9.5  
 日本山岳ガイド協会 [www.ifmga.com/](http://www.ifmga.com/) 2005.9.9